

# 目白大学同窓会総会運営規程（案）

## 第1条（目的）

本規程は、目白大学同窓会会則第13条及び第14条に定める総会について、円滑、適正かつ公正な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条（総会の位置付け）

総会は、本会の最高議決機関として、目白大学同窓会会則第14条に定める事項を審議・決議する。

## 第3条（総会の種類）

総会は、定期総会及び臨時総会とし、対面開催、書面開催、オンライン開催またはこれらを併用して開催することができる。

## 第4条（招集）

総会の招集は会長が行う。開催日時、場所、議案、参加方法及び議決方法は事前に会員へ通知する。

## 第5条（議長）

目白大学同窓会会則第13条に定めるとおり、総会の議長は会長がこれにあたる。会長に事故あるときは副会長が代行する。

## 第6条（議事進行）

議長は議事の秩序を保持し、議案ごとに説明・質疑・採決を行う。必要に応じ発言時間、発言回数、質問方法を調整できる。

## 第7条（審議事項）

総会は、目白大学同窓会会則第14条に定める事項を審議する。

## 第8条（議決方法）

総会の議事は、当日出席会員、書面議決提出会員及びオンライン参加会員を出席会員とみなし、その過半数の同意をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第9条（書面議決）

会長が役員会の承認を得て必要と認めた場合、議案資料及び議決書面（電磁的方法による回答を含む）を送付し、書面による議決を行うことができる。

## **第 10 条（質問制度）**

会員は総会議案に関連する事項について質問することができる。質問は簡潔に記述のうえ、開催日の 5 日前までに所定の方法で提出するものとし、1 会員につき 5 件までとする。

## **第 11 条（質問対象外事項）**

次の各号に該当する事項は対象外とする。

1. 個人的苦情
2. 総会議案と無関係な事項
3. 誹謗中傷を含む事項
4. 同一内容の反復質問
5. 本会運営を著しく妨げる目的が明らかなもの

## **第 12 条（議長権限）**

議長は、議事進行を妨げる場合、長時間発言、威圧的言動その他秩序を乱す行為に対し、注意・発言制限・終了、必要に応じ退場を命ずることができる。

## **第 13 条（議事録）**

総会終了後、議事概要及び決議結果を同窓会ホームページその他適切な方法により会員へ報告する。

## **第 14 条（補則）**

本規程に定めのない事項は、目白大学同窓会会則に従い、役員会の決議を経て会長が定める。

## **第 15 条（改廃）**

本規程の制定は、総会の承認を経て行うものとする。

ただし、法令改正への対応、表記の統一、誤字脱字の修正その他総会運営の本質に影響を及ぼさない軽微な改正については、役員会の承認を経て行うことができる。

## **附則**

本規程は、2026 年 6 月 27 日開催の定期総会における承認の日より施行する。